

Q2-6. 営業代理人の意義および設置手続について教えてください。

外国企業が、台湾において営業を行うためには、通常は支店を設立したり、工事事務所を設置しますが、営業代理人という制度を利用することもできます。営業代理人は、次のように定義されています(所得税法第10条)。

1. 購入業務の代理を行うと共に、経常的にその代理する事業を代表して商談と契約締結の権限を有する者
2. 経常的にその代理する事業の商品・製品を保管し、かつ代理する事業を代表してその商品・製品を他人に納品する者
3. 経常的にその代理する事業のために発注・受注を行う者

外国法人が台湾において支店や工事事務所等を持つ場合、当該拠点が納税申告を行います。そのような拠点がなくともかかわらず納税申告が必要となる場合、営業代理人を設置し、納税申告を行います。

営業代理人を設置するには、税務当局に申請し承認を受けなくてはなりません。営業代理人は、法人税、営業税その他の税金に関し、代理申告または源泉徴収の義務を負います。

営業代理人の設置手続概要

項目	管轄官庁	所要時間
外国企業の台湾における営業代理の申請	税務当局	2 週間
必要書類等		
① 申請書、②営業代理人への授權書(要公証および認証)、その中国語訳、③本国における会社登記簿謄本または抄本(要認証)、その中国語訳、④営業代理人の承諾書、⑤営業代理人の会社登記資料(変更登記表)		

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。